



香港ニュース

◆香港の一国二制度について

2019年7月号

千葉銀行 香港支店

はじめに

日本でも報道で大きく取り上げられていますが、香港では6月中旬以降、逃亡犯条例改正^{※1}の撤回をめぐり毎週のように大規模な抗議デモが行われ、市民と警察が衝突する事態も起きています。市民が逃亡犯条例改正に反対している背景には、香港の「一国二制度」が崩壊することへの危惧があります。

今回は、「一国二制度」についてレポートします。

※1 2018年3月、台湾で恋人を殺害した香港人男性が香港に逃亡した際、香港と台湾には刑事共助条例（容疑者を引渡す協定）がないため、香港政府は台湾に被疑者を引き渡すことができなかった。この状況を是正するために、同条例を改正することで、香港にいる犯罪者を中国本土へ移送することが可能となる。

1. 一国二制度とは

台湾統一を行うために、当時の中国の最高指導者だった鄧小平氏が「一国二制度」を提起しました。そして、1980年代に英政府と香港返還に向けた交渉を行った際、中英共同声明に基づき一国二制度を施行することが決まりました。

1997年7月1日に英国から返還された香港は、中国の行政区画上、一級行政区^{※2}と並ぶ特別行政区として位置づけられます。特別行政区には、中国の一部であること（＝一国）を前提とし、社会主義制度を導入せずに高度の自治および資本主義を認める（＝二制度）こととなりました。

※2 一級行政区は省、民族自治区、直轄市、特別行政区に分かれている。具体的には、①省は23省（1つは台湾省）、②民族自治区は内モンゴル、新疆ウイグル、チベット、広西チワン族、寧夏回族の5自治区、③直轄市は北京市、上海市、天津市、重慶市の4市、④特別行政区は香港とマカオ（1999年12月20日にポルトガルから返還）の2区となっている。

【一国二制度の歴史的背景】

1982年9月	英サッチャー元首相が訪中。香港返還をめぐる交渉開始。
1984年12月	中英共同声明が発表され、1997年7月1日に香港の中国返還が決定。また、返還後50年間(2047年まで)の「一国二制度」を約束。
1990年4月	中国政府が香港特別行政区基本法を採択し、行政長官の普通選挙を明記。
1997年7月	英国から香港返還となり、「一国二制度」開始。
1999年12月	ポルトガルからマカオ返還となり、「一国二制度」開始。
2003年7月	2007年の行政長官選挙、2008年の立法会選挙においては普通選挙を行わないことを提言。
2014年8月	2017年の行政長官選挙で普通選挙の採用を決定するものの、指名委員会の過半数を必要とし、中国政府に反対する香港民主派を実質排除する内容。
2014年9月	上記決定を受けて、香港で反政府デモ(通称、雨傘革命※)が発生。※デモ隊が警察の使用する催涙弾などから身を守るため雨傘を広げていた光景から由来している。
2019年6月	逃亡犯条例改正に反対するデモが発生。

(出所:各種報道から筆者作成)

2. 中英共同声明

1984年12月に発表された中英共同声明では、「返還後の香港には、高度な自治権が確保され、自由な経済活動が保証される」と謳われています。また、「中国政府が香港に対して12の基本方針・基本政策を実行すること」が明記されています。

【中英共同声明にて発表された基本方針・基本政策】

①	香港を中国憲法の規定する特別行政区とすること。
②	香港は中国中央政府の直轄とし、 <u>外交・国防事務を除き</u> 高度の自治権を与えること。
③	香港は行政管理権、立法権、 <u>独立の司法権</u> および終身裁判権を有し、 <u>現行の法律は基本的に</u> 変えないこと。
④	香港政府は現地人により構成されること。
⑤	香港の現在の社会・経済制度および生活様式は変えないものとし、人身、言論、出版集会、結社その他の各種の権利および自由を法により保障し、財産権・外国からの投資等も法律による保護を受けること。
⑥	香港は自由港・独立関税地区としての地位を保つこと。

⑦	香港は国際金融センターとしての地位を保ち、外貨・金・証券・先物等の市場を引続き開放し、資金の出入りは自由とする。また、香港ドルは引続き流通可能とし、その両替は自由とすること。
⑧	香港は財政上の独立を保ち、中国政府は香港に対して徴税を行わないこと。
⑨	香港は外国と経済関係を結ぶことができ、香港における外国の経済的利益は優遇されること。
⑩	香港は「中国香港」の名義で対外活動を行うことができ、香港へ出入りする旅行許可証を発行できること。
⑪	香港は自らその社会治安維持を担当すること。
⑫	中国の <u>全国人民代表大会が制定する予定の香港特別行政区基本法</u> においては以上の基本方針・基本政策を規定し、50年間変更しないこと。

(出所:中英共同声明条文)

なお、同制度には中国人民解放軍の香港駐留や、行政長官の選任^{※3}などの中国政府の権利が謳われている一方、2047年7月1日までの50年間は「一国二制度」の下、香港には経済・法制度の維持と自治が認められています。

※3 行政長官選挙は、経済界や専門職の職能団体や社会団体などの代表1,200人で構成される選挙委員会が指名した行政長官を、中国政府が任命する仕組みとなっている。職能団体や社会団体は中国政府と結び付きが強いため、親中派の候補者が当選しやすい。

3. 香港と中国の経済比較

次に相反する主義（社会主義と資本主義）の下で成長を果たしてきた香港経済と中国経済を比較してみます。

ヘリテージ財団（ワシントン州に本部を置く米国有数のシンクタンク）が発表した2019年度の経済自由度指数では、香港が世界第1位であるのに対し、中国は第100位と両者には大きな差があります。

同指数は法の支配、政府規模、規制効率、市場開放などといった項目を点数化しています。香港は全ての項目で高評価を得ているものの、唯一、司法の有効性を評価する項目で優良とされる80点を下回りました。これは「中国政府が香港への影響力を事実上有している」という点を考慮されたことが原因です。

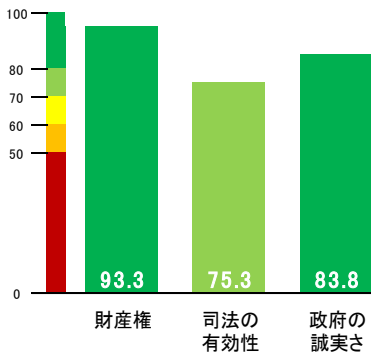
香港については、中国政府の干渉による政治的不安は残るものの、世界で最も自由な経済地域としてグローバルな商取引への開放性が高く評価されています。

一方、中国では、2013年の習近平政権発足以降、市場自由化に向けた本格的な改革が行われておらず、最近では米中貿易摩擦による経済の不確実性も高まっています。また、政府と結び付きの強い国有企業が多く、産業を支配していることから、経済自由度は低い評価に留まっています。

【2019年 経済自由度指数】

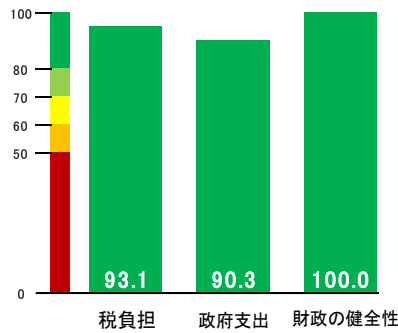
<香港>

【法の支配】



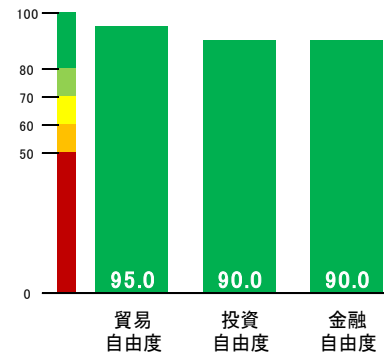
財産権は基本法に基づき、効果的に執行されており、保証されています。契約は商法、会社法によって遵守されています。汚職撲滅について優れた記録を持っていますが、最終控訴裁判所の権限は中国政府が有しています。

【政府規模】



標準所得税率は15%、最高法人税率は16.5%と税制はシンプルで効率的です。税負担は域内総所得の14.0%に相当します。政府支出は域内のGDPの17.9%に達し、過去3年の国の財政は黒字となっております。

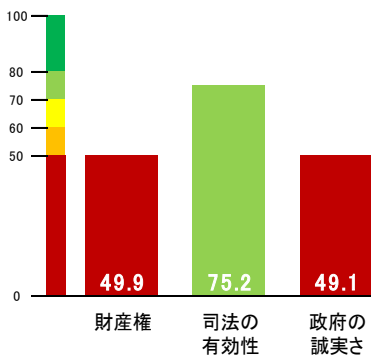
【市場開放】



輸出総額は約53.4兆円に相当します。平均適用関税率はゼロです。外国銀行に対する制限はありません。

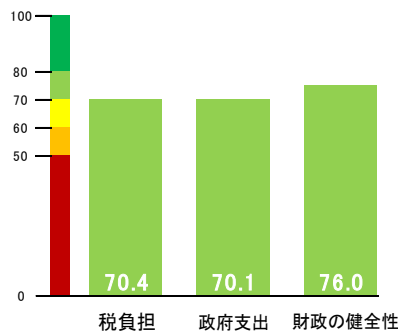
<中国>

【法の支配】



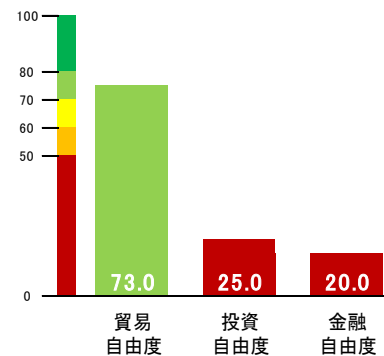
中国の全ての土地は国の保有であり、外国の知的財産権の保護は不十分です。共産党の影響は強く、真に独立した監督機関の創設やジャーナリストに対する政治的制約の解除などの改革はまだまだ拒否されています。

【政府規模】



個人所得税の最高税率は45%、法人税の最高税率は25%となっています。その他の税金は、付加価値税や不動産税などがあります。税負担は国内総所得の17.5%に相当します。政府支出は国のGDPの31.6%に達し、過去3年の国の財政は赤字となっております。

【市場開放】



輸出総額は約244.0兆円に相当します。平均適用関税率は3.5%です。中国の制限的な投資システムでは、国営企業が民営企業や外資企業との競争から様々な面で守られています。

(出所:ヘリテージ財団)

おわりに

「一国二制度の期間（1997年～2047年の50年間）は、香港を取り込むための準備期間である」と言われていますが、中国と香港の社会制度・個人の所得格差は徐々に小さくなっています。実際、1997年の中国返還当時、香港経済は名目GDPで中国全体の18%を占めていましたが、20年後の2017年には3%弱に縮小しました。一方、香港に隣接する中国の深セン市は急成長を遂げており、2018年に名目GDPは初めて香港を上回りました。その結果、「驚異的な経済成長を背景に国際的な発言力や影響力を高めた中国政府は、期限（2047年7月）を待たずに香港を取り込もうとしている」という見方も出ています。

ただし、二制度が生んだ香港の独自性は自由なビジネス環境の土台となっており、簡素化されている会社法の規制や、税金の種類が少ない明快な税制は多くの外資系企業が進出する理由となっています。日系企業数もアメリカに次いで2番目に多く、今後も香港は日系企業にとって重要な拠点として期待されています。引き続き香港情勢について注視して情報提供を行ってまいります。

千葉銀行香港支店では、千葉県企業の香港・中国華南地区への進出等を全面的にサポートしております。現地法人設立の手続きや、オフィス・工場物件の紹介、税制等の情報等、幅広いサービスを提供させて頂いております。また、実績豊富な中国進出のためのコンサルタントを紹介することも出来ますので、弊行お取引店を通じ、お気軽にご相談下さい。

※ ここに掲載されているデータや資料は、情報提供のみを目的としたもので、投資勧誘等を目的としたものではありません。投資等の最終決定は、ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

※ また、弊行は、かかる情報の正確性や妥当性については、責任を負うものではありません。